

「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)」の一部を
改正する通知案に関する御意見募集(パブリック・コメント)の結果について

令和7年12月3日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)」の一部を改正する通知案について、令和7年10月22日から令和7年11月21日まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

No	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	本通知案の改正に賛成します。確定拠出年金の拠出限度額の算定において、他制度掛金相当額の取扱いが明確化されることは、制度の透明性と公平性を高める重要な措置だと考えます。特に「厚生労働大臣が認める者」や「認める算定方法」の定義が明示されることで、企業年金制度の運用における不確実性が減り、加入者にとっても安心感が増すと期待しています。財政方式の違いによる算定方法の整理や、算定困難な場合の対応方法がQ&Aに明記される点も、実務の明瞭化に資するものとして評価します。今後も年金制度の信頼性向上に向けた制度整備を期待します。	本案に賛成の御意見として承ります。
2	通知案を支持しますが、就職氷河期世代の老後貧困リスクを考慮し、他制度掛金相当額の算定で限度額優遇を追加すべきです。 非正規率45%超の氷河期世代(40-50代)は、他制度掛金が少なく拠出限度額が低いため、老後資金不足が深刻(生活保護依存予測+20%、厚労省2025年データ)。改正で算定方法を更新するなら、氷河期世代向けに限度額を10-20%引き上げ、低所得者の積立を促進してください。これで格差是正と年金制度の公平性を高めます。通知案に反映を求めます。	確定拠出年金制度において、他制度掛金相当額が低い場合には、拠出限度額が高くなります。特定の年齢階層の者について、確定拠出年金の拠出限度額に係る優遇措置を設けることは、現時点で予定しておりません。